

さいたま市告示第467号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、その概要等を同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 東武岩槻駅前ビル

所在地 さいたま市岩槻区本町一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 東武鉄道株式会社

代表者氏名 取締役社長 根津 嘉澄

住所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,493 m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

平成27年3月31日

(6) 変更する理由

小売業を行わなくなり、建物を取り壊すため

2 届出年月日

平成27年3月30日

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係

(2) 電話 048(829)1364